

## 評価基準

### 1 業務委託名

スタートアップ地域連携及び資本提携可能性調査事業業務委託

### 2 特定方法、評価委員会及び委員

スタートアップ地域連携及び資本提携可能性調査事業業務委託の企画提案書の特定に係る評価委員会（スタートアップ地域連携及び資本提携可能性調査事業業務委託プロポーザル評価委員会、以下「評価委員会」という。）で、企画提案書の特定を行う。

### 3 評価方法

- (1) 企画提案資料に基づく、評価委員会の各評価委員の採点方式により評価する。
- (2) 評価項目・評価事項及び配点は次のとおりとする。

評価項目		評価のポイント	配点
提案事業者の体制に関する評価 (25点)	実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務責任者及び担当者の役割が明確に整理された適切な実施体制となっているか。</li> <li>・地域企業とのネットワークや関係性等を踏まえ、提案事業者の強みが具体的に示されているか。</li> </ul>	25点
提案に対する評価 (70点)	調査設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本調査における仮説の設定は適切か。</li> <li>・調査対象企業の抽出及び選定方法が妥当かつ網羅的であるか。</li> <li>・アンケート及びヒアリングに係る調査項目の設計が具体的かつ有効なものとなっているか。</li> <li>・調査手法が妥当であり、実効性のあるものとなっているか。</li> <li>・実施スケジュールが現実的かつ適切なものとなっているか。</li> </ul>	25点
	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査票の内容が明確であり、有効な設計となっているか。</li> <li>・調査の実施、問合せ対応、回収までのフローが合理的かつ実効性のあるものとなっているか。</li> <li>・回収結果の整理方法が体系的であり、明瞭なものとなっているか。</li> </ul>	10点
	ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリング対象企業の抽出及び選定方法が妥当であるか。</li> <li>・新規事業ニーズ及びスタートアップとの連携意向の把握方法が具体的かつ有効であるか。</li> <li>・資本提携（出資・M&amp;A）に対する関心、実施条件、課題等の把握方法が網羅的かつ十分な深度を有しているか。</li> </ul>	20点

	分析・整理 ・報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタートアップとの連携や資本提携（出資・M&amp;A）に関する意向、実施条件及び課題について、的確かつ実用的に把握・分析できる手法となっているか。</li> <li>・将来的な資本提携の可能性を含め、有望分野や連携の方向性を導出するための分析アプローチが戦略的かつ説得力のあるものとなっているか。</li> <li>・調査結果及び分析内容をどのように整理・構造化するかが具体的に示されており、体系的かつ論理的な整理手法となっているか。</li> <li>・資本提携（出資・M&amp;A）に向けた課題構造及び促進要因について、因果関係や優先度を踏まえて適切に構造化できる整理方法となっているか。</li> </ul>	15点
その他 (5点)	社会貢献活動等に係る 認証等の有 無	企画提案書の提出期限日時時点で次に掲げる認証等を有しているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証</li> <li>・浜松市消防団協力事業所の認定</li> <li>・浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定</li> <li>・健康経営優良法人の認定（経済産業省）</li> <li>・浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定</li> <li>・浜松市企業のCSR活動表彰（注1）</li> </ul>	5点
合計			100

注1 浜松市企業のCSR活動表彰では、企画提案書提出期限の2年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所（※3つの賞以外の受賞実績は対象外）

#### 4 評価項目ごとの評価の目安

評価項目ごとの採点は、5点満点、15点満点、20点満点または25点満点のいずれかとし、原則として、下表の選定評価基準により行う。

<選定評価基準>

配点	特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
10点	10	8	6	4	2
15点	15	12	9	6	3
20点	20	16	12	8	4
25点	25	20	15	10	5

なお、「社会貢献活動等に係る認証等の有無」に関する項目については、上表によらず、次のとおり採点する。

- ・4項目以上取得：5点、2～3項目取得：3点、1項目取得：1点

## 5 提案者の順位の決定方法

- (1) 評価点の満点は500点とする。  
(評価委員1人あたりの点数100点×評価委員5人)
- (2) 評価委員の合計点の平均が60点以上であることを受託候補者特定の最低条件とする。
- (3) 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の平均点が最も高い者を受託候補者とする。
- (4) 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
  - ア 評価項目「調査設計」の各評価委員の採点の平均点が高い者を上位とする。
  - イ アも同点の場合は、評価項目「実施体制等」の各評価委員の採点の平均点が高い者を上位とする。